

オーナー各位

株式会社 日住サービス
賃貸管理部部長 犬伏 健次



賃貸住宅管理業者の登録完了のご報告

謹啓、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

さて、平成23年12月1日より、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業の登録制度が施行されました。任意登録制度ではありますが、株式会社日住サービスではその趣旨に賛同し、国土交通省に登録手続きをおこない、下記のとおり登録が完了致しましたのでご報告申しあげます。

今後は、賃貸管理登録業者として制度の趣旨を遵守し、オーナー様の貴重な財産を管理していくように、より一層精進して参りますので引き続きの御指導・御鞭撻の程何卒宜しくお願ひ申しあげます。

敬白

記

登録年月日	平成23年12月19日
登録番号	国土交通大臣(1)第233号
登録の有効期間	平成23年12月20日から 平成28年12月19日まで

以上

賃貸管理業者登録制度の創設について ～国土交通省ホームページより～

賃貸住宅は、住宅ストックの4分の1以上を占め、約8割の所有者が管理会社に管理を委託しています。多様な国民の居住ニーズに応えるものとして賃貸管理の重要性は高い一方で、管理に関する法規制やルールはなく、敷金、保証金の返還や契約更新などの管理業務に係るトラブルは増加しております。

本制度は賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資すること目的としております。